大牟田市延命配水池更新工事

実施方針（変更版）

平成３０年１０月

大　牟　田　市

目　次

はじめに 1
１ 事業の概要に関する事項 1
（１） 事業名 1
（２） 事業の対象となる公共施設等の名称 1
（３） 公共施設等の管理者 1
（４） 事業の目的 2
（５） 事業の業務内容 2
（６） 事業期間 2
（７） 事業方式 2
（８） 事業スケジュール 2
（９） 請負代金の支払方法 2
（１０） 遵守すべき関係法令及び基準・仕様等 2
２ 事業者の募集及び選定に関する事項 3
（１） 事業者の募集及び選定方法 3
① 入札参加資格の確認 3
② 提案内容の審査 3
（２） 本事業の契約までのスケジュール 3
（３） 委員会の設置 4
（４） 提出書類の概要 4
① 提出書類の内容 4
② 提出書類の扱い 4
（５） 入札参加者の入札参加資格要件 4
① 入札参加者の構成等 4
② 構成員に共通の入札参加資格要件 6
③ 各構成員の入札参加資格要件 7
④ 設計業務を協力企業に実施させる場合の資格要件 8
⑤ 入札参加資格確認基準日 8
⑥ 手持ち工事件数の取扱いについて 9
３ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 9
（１） 想定されるリスクと責任分担 9
① 責任分担の基本的考え方 9
② 想定されるリスクの責任分担 9
（２） 本市による実施状況の確認 12
① 設計・施工に係る実施状況の確認 12

② 実施時期 12
③ 性能未達の場合等の損害賠償等 13
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 14
（1） 立地に関する事項 14
① 建設用地 14
② 建設用地の制限等 15
（2） 施設の規模等 15
（3） 土地の使用に関する事項 16
（4） 施設の整備要件等 16
（5） 地質調査結果 16
5 契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 16
（1） 疑義が生じた場合の措置 16
（2） 管轄裁判所の指定 16
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 17
（1） 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 17
（2） 事業の継続が困難となった場合の措置 17
① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合 17
② 本市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合 17
③ 本市又は事業者の帰責とならない事由により事業の継続が困難となった場合 17
7 財政上及び金融上等の支援に関する事項 18
（1） 財政上及び金融上の支援に関する事項 18
（2） その他の措置及び支援に関する事項 18
8 その他事業の実施に関し必要な事項 18
（1） 書類作成に係る費用 18
（2） その他 18
① 情報提供 18
② 現地説明会 18
③ 入札の延期等 18
④ 本事業に関する問い合わせ先 18

はじめに

大牟田市（以下「本市」という。）は、大牟田市延命配水池更新工事（以下「本事業」という。）について、民間事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的とし、効率的かつ効果的に本事業を行うため、設計・施工を一括して実施するＤＢ（Ｄｅｓｉｇｎ Ｂｕｉｌｄ）方式により発注する。

この実施方針は、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

１ 事業の概要に関する事項

（１） 事業名

大牟田市延命配水池更新工事

（２） 事業の対象となる公共施設等の名称及び用語の定義

延命配水池（本新設配水池及び本復旧敷地等を含む。）（以下「本施設」という。）

なお、本施設に関する一部の用語については以下に定める意味を有するものとする。

①「本新設配水池」とは、本施設のうち、本新設工事により建設する配水池本体及びこれに附帯する配管等の設備をいう。

②「本復旧敷地等」とは、本施設のうち、仮設道路（樹木移設、電柱移設含む）及び本撤去等工事により既存配水池を撤去した後に整備復旧工事をする延命公園内の敷地、道路その他設備をいう。

③「本工事」とは、本施設の建設工事に関する設計図書に従った本施設の建設工事その他入札説明書等及び事業者提案に基づく一切の業務をいい、大牟田市延命配水池更新工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）「２　一般事項」に記載する本施設の建設業務及びその他関連する業務によるものとする。

④「本新設工事」とは、本工事のうち、本新設配水池の建設工事をいい、要求水準書「２一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「配水池工事」及び「配管工事」に記載する建設業務並びに同区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）に係る建設業務をいう。

⑤「本撤去等工事」とは、本工事のうち、既存配水池の撤去工事及び撤去工事後の延命公園内整備復旧工事等をいい、要求水準書「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）以外の建設業務をいう。

（３） 公共施設等の管理者

大牟田市企業管理者

（４） 事業の目的

本事業は、平成２８年３月に策定した大牟田市新水道ビジョンに基づき、地震等の災害による被害影響を最小限に留めるため、耐震性能を有していない既設延命配水池を更新して耐震化を図り、安全で安定した給水を確保することを目的とする。

（５） 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

ア 本事業の業務

（ア） 設計業務

（イ） 建設業務

（ウ）その他関連する業務

（６） 事業期間

本事業の事業期間は、本市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）締結日の翌日から平成３５年３月３１日までとする。

（７） 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工を一括して実施するＤＢ方式とする。

（８） 事業スケジュール

事業スケジュールを以下のとおりと予定している。

契約の締結	平成３１年３月
本新設配水池の工事期間	平成３１年４月～平成３４年３月
本新設配水池の供用開始	平成３４年４月
本復旧敷地等の工事期間	平成３４年４月～平成３５年３月

（９） 請負代金の支払方法

請負代金は、各年度の出来高に応じて支払うものとし、各年度の前払金の請求は可能とする。なお、本事業における請負代金の支払方法の詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

（１０） 遵守すべき関係法令及び基準・仕様等

事業者は、本事業の実施に当たり関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）及び基準・仕様等を遵守すること。

２ 事業者の募集及び選定に関する事項

（１） 事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０の２）により行うものとする。

なお、本事業の入札手続は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

① 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認として、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者及び一定の実績を有すること等の形式面の確認を行う。

② 提案内容の審査

上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された入札参加者から提出された入札書及び技術提案書の受付後、ヒアリングを実施し、入札価格のほか技術面の非価格要素を含めて総合的に審査するものとする。

（２） 本事業の契約までのスケジュール

本事業の契約までのスケジュールは、以下の表のとおりとする。なお、具体的な日程については入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

日程	実施予定事項
平成３０年８月２０日（月）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
平成３０年８月２０日（月）	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見の受付開始
平成３０年８月３１日（金）	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見の受付締切
平成３０年１０月中旬	実施方針（変更版）の公表
平成３０年１０月下旬	入札公告資料の公表
平成３０年１０月下旬	入札公告資料に関する質問の受付開始
平成３０年１１月上旬	現地説明会
平成３０年１１月上旬	入札公告資料に関する質問の受付締切
平成３０年１１月中旬	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の受付開始
平成３０年１１月中旬	入札公告資料に関する質問に対する回答の公表
平成３０年１１月下旬	入札参加資格確認結果の通知
平成３０年１２月下旬	入札書及び技術提案書の受付締切
平成３１年２月中旬	事業者の決定
平成３１年３月中旬	事業者との契約締結

（３） 委員会の設置

事業者の選定については、学識経験者及び有識者等により構成される大牟田市延命配水池更新工事審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の委員は、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

（４） 提出書類の概要

① 提出書類の内容

入札参加資格の確認として、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の提出を入札参加者に求める。

提案審査は、入札書及び入札公告時に公表する入札公告資料にて示す提案事項を主な内容として、提案書の提出を求めることを予定している。なお、入札参加者は各提案事項に関して１つの提案しか行うことができないものとし、提出した書類の変更は認めない。

② 提出書類の扱い

ア 著作権等

入札参加者から提出された技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、事業者の技術提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

また、本市は、事業者決定の公表に必要な範囲で落札者以外の入札参加者の技術提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札参加者の提出書類については、返却しない。

イ 特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として技術提案を行った入札参加者が負うものとする。

（５） 入札参加者の入札参加資格要件

① 入札参加者の構成等

入札参加者は、以下アからコまでに示す全ての事項を満たしていること。

ア 入札参加者は、１（５）に掲げる業務を実施する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ 応募グループは、土木一式工事、水道施設工事の競争入札参加資格を有する企業（以下「構成員」という。）によって結成される異工種特定建設工事共同企業体（以下「異工種特定ＪＶ」という。）とし、異工種特定ＪＶは３社とすること。なお、本事業における組合せは下記のとおりとする。また、土木工事を実施する構成員は、配水池工

事を実施する構成員１社とその他工事を実施する構成員１社で結成される特定建設工事共同企業体（以下「土木ＪＶ」という。）とする。

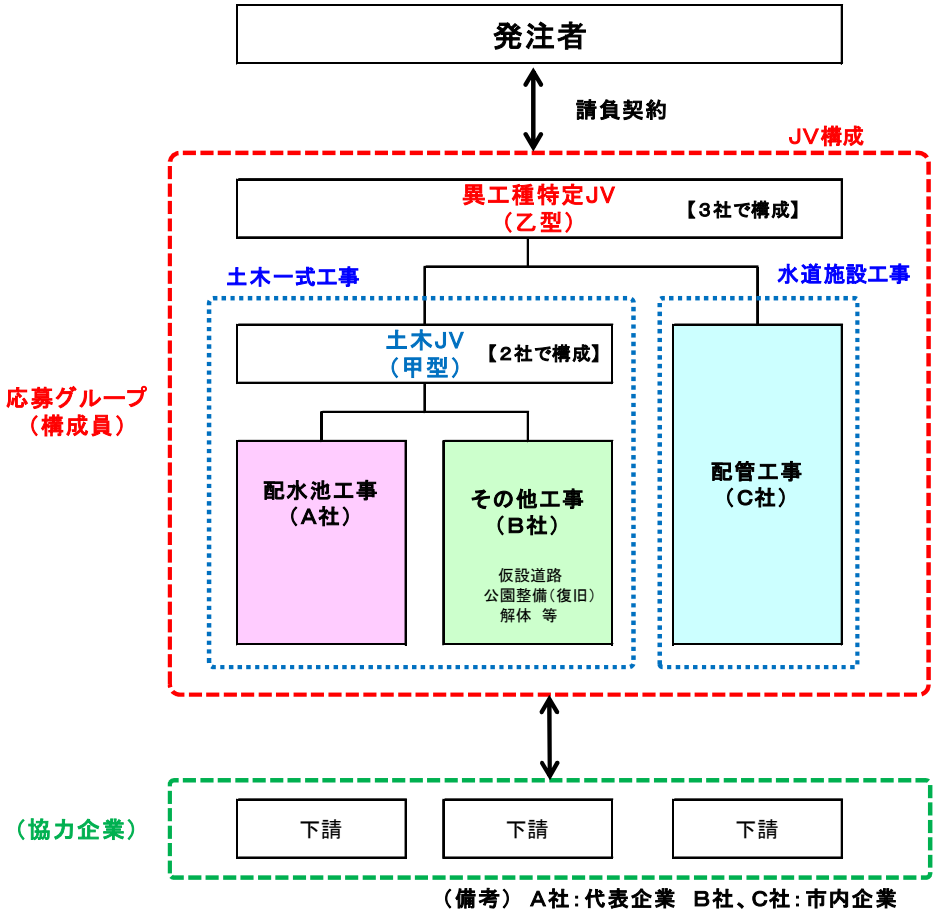

本事業のスキーム図

ウ　配水池工事を担う構成員を代表企業とし、当該代表企業が応募手続を行うこと。

エ　土木ＪＶにおける最低出資比率は１００分の３０とする。

オ　その他工事及び配管工事を実施する構成員については、市内企業とする。また、異工種特定ＪＶから業務の一部を請け負う下請企業（以下「協力企業」という。）については、大牟田市内企業の積極的な活用を図ること。

カ　入札参加に当たり、各構成員が、１（５）に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

キ　構成員の変更は、原則として認めない。ただし、技術提案書の提出期限までに限り、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、やむを得ない事情を本市が認めた場合はこの限りでない。

ク　構成員のいずれかが、他の応募グループの構成員でないこと。

ケ　構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの構成員

でないこと。

コ　上記ケにおいて、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する者をいう。

（ア）資本関係

次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについて子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はｂについて子会社の一方が、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ａ　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについては会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合。

②　構成員に共通の入札参加資格要件

ア　平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者であること。

イ　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。

エ　入札参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。

カ　暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

キ　配管工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は、大牟田市内に本店を有する法人であること。ただし、これらの構成員は、入札参加資格の確認基準日の時点で会社設立後３年以上を経過していること。

ク　入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成８年３月１日施行）又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ケ　本事業に係る事業者選定を委託している者（株式会社日水コン）及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者（渥美坂井法律事務所弁護士法人）並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

コ　委員会の委員が属する企業又はその組織及び企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

サ　上記ケ及びコにおいて、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者をいう。

（ア）資本面

当該組織及び企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者

（イ）人事面

当該組織及び企業の代表権を有する役員を兼ねている者

③　各構成員の入札参加資格要件

各構成員は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。

ア　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により、配水池工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は土木一式工事、配管工事を実施する構成員は水道施設工事の許可を受けていること。

イ　配水池工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が１，３００点以上であること。

ウ　配水池工事を実施する構成員は、平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間に完成した配水池（プレストレストコンクリート構造）の施工実績があること。なお、その施工実績が土木ＪＶの場合は、当該土木ＪＶの構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

エ　その他工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数

に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が８００点以上であること。

オ　配管工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が水道施設工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が水道施設工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が６７０点以上であること。

カ　配水池工事を実施する構成員は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

キ　配水池工事を実施する構成員は、ＩＳＯ９０００シリーズ又はＩＳＯ１４００１の認証を取得していること。

ク　各構成員の本事業における手持ち工事件数の取扱いについては、入札参加資格確認申請の受付締切日において、本市が発注する平成３０年度中１億５，０００万円以上の工事を受注し、その工期が平成３０年度内である場合の受注業者は、入札参加資格を有するものとする。

④　設計業務を協力企業に実施させる場合の協力企業の資格要件

設計業務を協力企業に実施させる場合は、代表企業の責任において、次のアからエまでの要件を満たす者（以下「設計企業」という。）に業務を実施させなければならない。

ア　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ　技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定めるものをいう。）が１名以上在籍していること。

ウ　平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に設計が完了した配水池（プレストレストコンクリート構造）の実施設計（新設又は改築）の実績を有していること。

エ　本事業に係る事業者選定支援業務の受託者（株式会社日水コン、渥美坂井法律事務所弁護士法人）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑤　入札参加資格確認基準日

ア　入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日とする。

イ　入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、入札参加者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、②及び

③の入札参加資格要件を満たす構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。

ウ　入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、本市は当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

⑥　手持ち工事件数の取扱いについて

本事業の手持ち工事件数の取扱いについては、大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準（平成１５年４月１日施行）を準用するものとし、詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

３ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

（１） 想定されるリスクと責任分担

① 責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業を目指すものである。

事業者が担う業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、本市が合理的な範囲において責任を負うものとする。

② 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に当たり、想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、次頁の「リスク分担表」により示すものとする。なお、入札公告時に公表する入札公告資料に詳細に規定し、最終的に契約書で明文化する。

リスク分担表　その１

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	本市	事業者
共通	入札公告資料の提示資料リスク		1	入札公告資料提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○	
	応募リスク		2	応募費用の負担		○
	契約締結（未締結・遅延）リスク		3	本市の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの	○	
			4	事業者の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの		○
			5	本市、事業者いずれの責でもない事由により、契約が締結できない、又は契約手続が遅延した場合	△	△
	支払遅延・支払不能リスク		6	本市の支払の遅延又は不能	○	
	制度変更リスク	行政リスク	7	本市の事業方針の変更によるもの	○	
		法令変更リスク	8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
			9	上記以外のもの		○
		税制変更リスク	10	消費税等の税率の変更	○	
			11	本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益に係る税、消費税を除く）	○	
			12	法人の利益に係る税の変更		○
		許認可リスク	13	本市が取得すべき許認可	○	
			14	事業者が取得すべき許認可		○
	社会リスク	住民対応	15	施設設置そのものに関する住民対応	○	
			16	事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境保全	17	事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等）		○
		第三者賠償	18	本市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			19	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	20	本市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
			21	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○
	経済リスク	物価変動リスク	22	基準(入札説明書等において示す。)を超える変動	○	
			23	基準(入札説明書等において示す。)を超えない変動		○
		金利変動リスク	24	金利変動		○
	債務不履行リスク		25	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
			26	本市の指示に従わずに事業継続の見込みがない場合		○
			27	本市の都合により本事業が継続されない場合	○	
	不可抗力リスク		28	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象等のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○ ※1	△ ※1
	情報漏洩リスク		29	本市の帰責事由によるもの	○	
			30	事業者の帰責事由によるもの		○
	業務実施企業等に関するリスク		31	事業者が業務を委託し、又は請負わせる企業（協力企業）その他の第三者（その使用人を含む）の使用に係る責任		○
	本市の関連業務に関するリスク		32	本市が本事業に関連して別途発注する業務において本市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○	
	要求水準リスク		33	建設された施設・設備が要求水準未達の場合		○

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

リスク分担表　その２

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	本市	事業者
設計段階	設計リスク	設計変更リスク	34	本市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○ ※２	
			35	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
		測量・調査リスク	36	本市が実施した測量･調査に関するもの	○	
			37	事業者が実施した測量･調査に関するもの		○
施工段階	建設リスク	工事完了の遅延	38	本市の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			39	事業者の帰責事由により契約期日までに施設が完工しない場合		○
		工事費増加	40	本市の指示による工事費の増加	○	
			41	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		仕様未達	42	検査等において仕様未達が発見された場合		○
		施設瑕疵リスク	43	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合		○ ※３
		設備機器・備品等納品遅延リスク	44	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
		施工管理リスク	45	施工管理に関するもの		○
		一般的損害リスク	46	引渡しまでの設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

※１　不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。負担方法については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

※２　本市の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は本市に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び、損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には本市が合理的な範囲で追加費用を負担する。

※３　施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとし、瑕疵担保期間等の条件は入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

（２） 本市による実施状況の確認

① 設計・施工に係る実施状況の確認

本市は、事業者が本事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に示す要求水準（以下「要求水準」という。）及び技術提案書に適合しているか確認するため、本事業の監督を行う。

事業者は、本市が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか本市の確認を受けなければならない。また、事業者の本事業内容が要求水準及び技術提案書に適合していない場合等、本市は、必要に応じて事業者に対し改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

事業者は、設計業務及び建設業務の実施前に原則として要求水準書の関係法令及び基準・仕様等に準拠した業務計画書を本市に提出し、本市が要求した業務内容に適合していること及び施工管理者（監理技術者、主任技術者）の資格等についての適格性の確認を受ける。

事業者は、施工管理の実施状況について、毎月、管理報告書を提出し、適切な方法により説明する。また、本市の要求に応じて、随時報告及び説明を行う。

管理報告書の内容は、打合せ記録、主な本事業内容、本事業進捗状況及び施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能又は不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理する。

事業者は、本事業の完成時に、適切な方法により管理報告及び業務全般の報告を行うこととする。

② 実施時期

ア　実施設計時

本市は事業者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準及び技術提案書に適合していない場合は、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

イ　建設時

事業者は、定期的に本市から施工状況等の確認を受ける。また、本市が要請した場合、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。

本市は、その内容について、要求した性能に適合するものであるか確認を行い、要求した性能に適合していない場合は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

ウ　工事完成・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意して、本市の完了検査を受ける。本市は、本新設配水池又は本復旧敷地等が要求水準及び技術提案書に適合しているか確認を行う。確認の結

果、これを適合していない場合は、本市は事業者に修補又は改造を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

③　性能未達の場合等の損害賠償等

入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

（１）　立地に関する事項

①　建設用地

大牟田市昭和町地内外

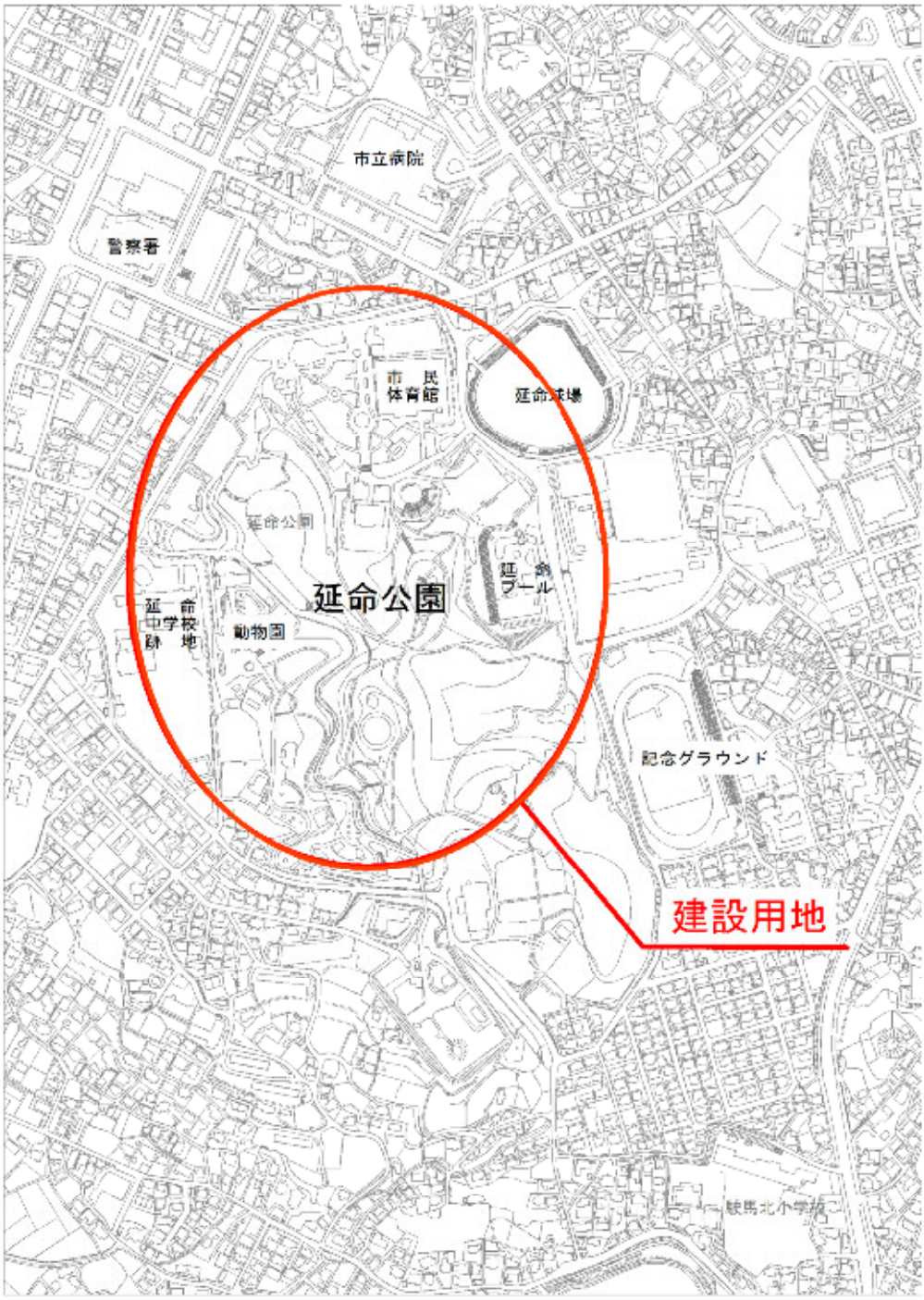

建設用地位置図

②　建設用地の制限等

ア　都市計画による制限

（ア）用途地域：第１種中高層住居専用地域

（イ）防火地域：建築基準法第２２条区域

（ウ）その他地区地域：景観計画区域、第３種風致地区

（エ）容積率：　１５０％

（オ）建ぺい率：　４０％（第３種風致地区のため）

（２）　施設の規模等

本施設の規模等の概要は、以下のとおりとする。

項目	内容
延命配水池	有効容量　Ｖ＝４，５００m^3
	構造　プレストレストコンクリート（ＰＣ）
	水位　Ｈ．Ｗ．Ｌ．＋５５．５０ｍ Ｌ．Ｗ．Ｌ．＋４５．５０ｍ
電気計装設備	受電設備、電気設備並びに計装設備
緊急遮断設備	Φ５００ｍｍ×１基
その他	展望施設を設けること
配管施設	
送水管（ありあけ浄水場系）	Φ４００ｍｍ×約３５０ｍ（ＤＣＩＰ－ＧＸ型）
送水管（清里水源地系）	Φ５００ｍｍ×約９０ｍ（ＤＣＩＰ－ＮＳ型）
配水管	Φ５００ｍｍ×約５７０ｍ（ＤＣＩＰ－ＮＳ型）
排水管	Φ２５０ｍｍ×約３５０ｍ（ＤＣＩＰ－ＧＸ型）
応急給水施設	
消火栓	φ７５ｍｍ×２基
応急給水管	φ７５ｍｍ×約１８０ｍ（ＨＰＰＥ）
仮設道路築造	東側から公園に侵入する園路を拡幅 すべての工事完了後に園路として復旧
撤去	
既設延命配水池	
既設延命配水池廻り配管	
公園内整備（復旧）	既設撤去に伴う跡地の復旧

（３） 土地の使用に関する事項

仮設道路及び施工ヤードについては、本市と協議を行うものとする。

（４） 施設の整備要件等

本施設及び本施設の構造に係る要件等の詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

区分	業務	備考
設計	実施設計	
	設計に伴う各種申請書類等の作成	
建設	土木工事	配水池本体
	配管工事	送水管、配水管、排水管
	電気設備工事	受電設備、計装設備等
	建設に伴う各種許認可の申請	
	周辺環境調査、電波障害等対策業務	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査、電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務
	既設配水池の撤去	既設延命配水池及び対象施設の建設に支障となる施設、設備の撤去
	公園内整備（復旧）	既設撤去に伴う跡地の復旧

（５） 地質調査結果

建設用地内で実施した土質ボーリング調査結果は、要求水準書に示す。

５ 契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

（１） 疑義が生じた場合の措置

本市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書及び本市と事業者との間で締結された契約等の解釈に疑義が生じた場合は、本市と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図る。

（２） 管轄裁判所の指定

契約等に係る紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

６ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

（１） 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復及びその他の措置を講ずる。

（２） 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、契約の定めるところにより本事業を終了する。

① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

ア　事業者が、契約に定める要求水準を満たしていないことが判明した場合及びその他契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、本市は契約を解除することができる。

イ　事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、本市は契約を解除できる。

ウ　上記ア又はイの規定により本市が契約を解除した場合は、契約の定めるところにより、本市は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

② 本市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

ア　本市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除できる。

イ　上記アの規定により事業者が契約を解除した場合は、本市は契約の定めるところにより、事業者に生じた損害を賠償する。

③ 本市又は事業者の帰責とならない事由により事業の継続が困難となった場合

ア　本市又は事業者の帰責事由とならない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、本市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。

イ　一定の期間内に上記アの協議が整わない場合は、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は、事前に事業者に通知することにより、契約を解除できる。

ウ　契約を解除する場合の措置については、契約書の定めに従う。

エ　不可抗力の定義については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

７ 財政上及び金融上等の支援に関する事項

（１） 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるが、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

（２） その他の措置及び支援に関する事項

本市は、事業者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市及び事業者で協議する。

８ その他事業の実施に関し必要な事項

（１） 書類作成に係る費用

入札参加資格確認申請書、技術提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（２） その他

① 情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて行う。

ホームページアドレス

http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/

② 現地説明会

現地説明会については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。

③ 入札の延期等

本市は、次のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止する。この場合、入札参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

ア　不正入札又はその疑いがあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、公正な入札が行われないと認められるとき。

ウ　入札参加者がいないとき。

④ 本事業に関する問い合わせ先

大牟田市企業局　総務課（企業局庁舎２階）

住所 大牟田市有明町２丁目３番地

電話　　０９４４―４１―２８４０

ファクシミリ　０９４４―４１―２８４２
メールアドレス　e-enmeikousin@city.omuta.fukuoka.jp
企業局ホームページ　http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/